



林業・木材産業改善資金を御利用の皆様へ

「林業・木材産業改善資金」は、国と県が、林業者・木材産業者の経営改善のための設備投資、林業労働災害の防止、林業従事者の確保を目的とする取組に対し、**無利子**で資金を貸し付ける制度です。

限度額は、林業の場合、**個人1,500万円、会社3,000万円、団体5,000万円、木材産業の場合1億円**ですが、申請者の経営や資産の状況等によって、限度額まで貸付けできない場合があります。

貸付金の償還期間は**最長10年**（特例あり）で、**均等年賦払い**です。

貸付対象者

▶ 林業に携わっている方

（例）森林所有者、林業労働従事者、森林組合、素材生産業者、林業経営を行う市町など

▶ 木材製造業、木材卸売業又は、木材市場業を営んでいる方

※会社の場合：会社の規模によっては、資金対象者から外れる場合があります。



貸付対象事業

- ① 新たな林業部門の経営の開始（例：林業の開始のためのチェーンソー等の導入）
- ② 林産物の新たな生産方式の導入（例：プロセッサなどの高性能林業機械の導入）
- ③ 林産物の新たな販売方式の導入（例：販売管理システムの導入）
- ④ 新たな木材産業部門の経営の開始（例：新たにプレカット加工を始めるための施設の導入）
- ⑤ 林業労働に係る安全衛生施設の導入（例：防振装置付きチェーンソーの導入）
- ⑥ 林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入（例：シャワー施設の導入）

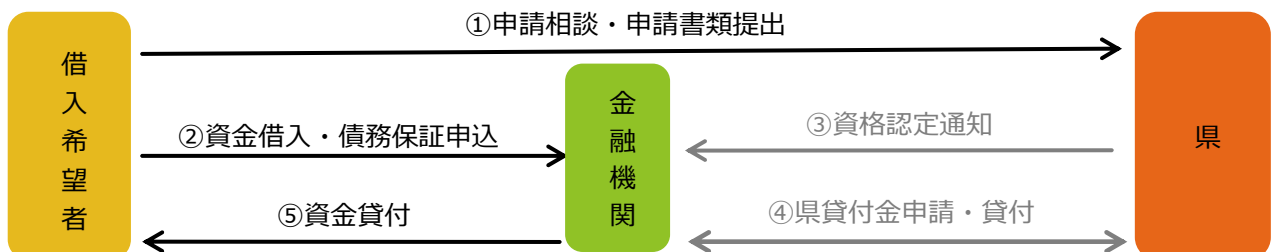
※貸付対象事業については「改善資金のしおり」や林野庁HPで公表されている貸付事例集（林野庁HP-林業金融・税制制度-お知らせ-林業・木材産業改善資金）をご覧ください。



借入手続

令和2年度から、金融機関等を通じた貸付けに変更になり、**伊予銀行、愛媛銀行、愛媛信用金庫、愛媛県信用農業協同組合連合会、愛媛県森林組合連合会（森林組合向け）**で取り扱っています。

貸付けにあたり、**独立行政法人農林漁業信用基金の債務保証**が必要です。債務保証を受けるための基金への出資金、保証金は借受者様負担となります。



中古機械に対する貸付

中古機械に対する貸付については、メーカー又は販売代理店を通じた購入に限り貸付対象とします。申込の際には、メーカー等の稼動証明の添付が必要です。

また、償還年数はメーカー等の稼動証明年数以内とします。

※**所轄地方局森林林業課（森林林業振興班）**や**上記金融機関・森林組合連合会**へご相談ください。

提出書類

	個人	会社	団体	書類等	備考
県へ提出	○	○	○	林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書	貸付規則様式第1号
	○	○	○	金融機関へ提出した借入申込書一式の写し	
	○	○	○	申請者の所得の状況がわかる書類	所得証明書、確定申告の写し等
	○	○	○	貸付対象事業に係る見積書	
	○	○	○	貸付対象物件のパンフレット等	
			○ △	定款の写し	法人格のない団体は「目的、名称、事務所、資産、代表者及び総会に関する定め」提出
		○	△	法人の登記簿謄本	団体の場合、法人格のある団体のみ
		○	○	決算書類最新3か年分	
			○	借入に関する総会・役員会の議事録の写し	
		△		確定申告書類（青色申告等）最新3か年分の写し	借入申請額と借入残高が合わせて500万円を超える個人のみ
金融機関へ提出	△	△	△	中古機械のメーカーの稼働証明	中古機械のみ
	○	○	○	林業・木材産業改善資金借入申込書	貸付規則様式第3号
	○	○	○	県へ提出した申請書一式の写し	
	○	○	○	債務保証依頼書、 印鑑証明書（事業者及び連帯保証人等）	(独)農林漁業信用基金あて
	○	△	△	個人情報の取扱いについての同意書	事業者が個人及び連帯保証人が個人の場合

※この他の書類についても、提出をお願いすることがあります。

書類の提出時期

※申請書提出期限及び償還期日は、該当日が休日の場合はその翌日。

貸付・償還回数	貸付資格認定申請書等の提出期限	貸付決定時期	償還期日
	県（地方局）・融資機関		
第1回	随時	6月中旬	5月20日
第2回		8月中旬	7月20日
第3回		10月中旬	9月20日
第4回		12月中旬	11月20日
第5回		2月下旬	1月20日

- 貸付決定日から30日以内に、借用証書に係る者の印鑑証明書並びに改善資金で利用される通帳の写しを付して融資機関（貸付けを受ける金融機関）に提出してください。
- 着手（機械の搬入、据付）は、原則として貸付決定後・資金交付後に行ってください。やむをえず貸付決定前に着手の必要がある場合は、「貸付決定前着手届」を、貸付決定後、資金交付前に着手の必要がある場合は、「資金交付前着手届」を地方局に提出し、承認を受けなければなりません。
- 資金交付から3ヶ月以内を目安に事業が完了するように申請してください。支払完了を以て事業完了となります。



注意事項

- 本資金と国庫補助金の併用はできません。
- 償還期間中は導入機械・施設を無断で処分・貸出したり、目的外に使用することはできません。
- その他、借受者の状況等に何らかの変化があった場合は、連絡願います。